



REEL No. A-0214

0030

アジア歴史資料センター

極秘

事變對處要綱附屬具體の方策

時局收拾ノ條件ハ、概ネ左ノ通りトス。

第一北支

四 非武装地帯ノ設定

北支果一定地域（概ネ永定河附近ヨリ旅家口ヲ連ヌル線）ヲ、非武装地帯トシ、同地帯ノ治安維持ハ、武装ヲ制限セル支那警察ヲシテ、其ノ責ニ任セシム。

(2) 北支ニ於テ帝國ノ許與シ得ル限度

(1) 必要ニ應ジ、我方駐屯軍ノ兵數モ、事變勃發當時ノ兵數ノ範圍内ニ於テ、出來得ル限り自設的ニ縮少スルノ意向アル旨表示ス。
(2) 塘沽停戰協定（之ニ準據シ成立セル各種約束ヲ含ム）但北

一三九二二

平甲合ニ準據セル各種申合、即チ(1)長城諸關門ノ接收(2)通車

(3)設關(4)通郵(5)通空ハ、解消セラレサルモノトス。(土肥原案ニ純協定、及梅津何應欽協定ハ、之ヲ解消ス。(尤モ、現ニ河北省内ニ進出シ居ル中央軍ハ、省外ニ撤退スヘキコト勿論ナリトス。)

但石非武装地帯内ノ、排日抗日ノ取締及赤化防止ヲ、嚴ニスルコトヲ約セシム。
(3)冀察及冀東ヲ解消シ、南京政府ニ於テ、任意右地域ノ行政ヲ行フコトニ同意ス。

但右地域ノ行政首腦者ハ、日支融和ノ具現ニ、適當ナル有力者タルコトヲ希望ス。
尙右ニ關聯シ、北支ニ於ケル日支經濟合作ノ趣旨ヲ協定ス。

但右ハ日支平等ノ立場ニ立テル、合辦其他ニ依ル合作タルコト
勿論ナリ。

第三 上海

上海ニ非武装地帯ノ設定

(1) 上海周邊一定地域ヲ非武装地帯トシ、同地帯ノ治安維持ハ、國
際警察若ハ武装ヲ制限セル支那警察ヲシテ、其ノ責ニ任セシメ、
租界工部局警察之ヲ援助ス。

(2) 右ニ依リ、各國カ租界ニ陸上兵力ヲ保持スルノ要ナキ情態ヲ出
現セシムルコト。(軍艦ノ在泊ハ此ノ限ニ非ス。)

第四 日支國交ノ全般の調整

以上、第一及第二ニ依ル停戰談ト同時ニ、又ハ引續キ、從來ノ行懸リ

ニ捉ハレサル、日支國交調整ニ關スル交渉ヲ行フモノトス。國交
調整案ノ要綱左ノ通り。

尙右停戰ノ話合成立シタルトキハ、日支双方ニ於テ、從來ノ行
懸リヲ棄テ、眞ニ兩國ノ親善ヲ具現セントスル「ニューデー
ル」ニ入ルモノナルコトヲ聲明スルモノトス。

一、政治的方面

(一) 支那ハ滿洲國ヲ正式承認スルコト

(二) 日支間防共協定(北支非武装地帯内ノ防共ハ、之ニ依リテ當
然實現サルヘキモ、同地帯ニ關シテハ、特ニ取締ヲ嚴ニス)
(三) 停戰條件ニヨリ、冀東冀察ヲ解消セシムル外、日本ハ内蒙方
面ニ就テモ南京トノ間ニ話合シ、南京ヲシテ我方ノ正當ナル

要望（概ネ前記（二）ニ包含セラル）ヲ、容レシムルコト（支那ハ、錫、察兩盟ニ於ケル徳王ノ原狀ヲ認メ、之ヲ以テ滿支間ノ緩衝地帶トシ、双方右狀態保持ヲ尊重ス。）

（四）支那ハ全國ニ亘リ抗日排日ヲ嚴ニ取締リ、邦交敦睦令ヲ徹底セシムルコト。（北支非武装地帯内ノ排日抗日ニ關シ、特ニ取締ヲ嚴ニスヘキハ勿論ナリ。）

ニ、軍事的方面

自由飛行ヲ廢止スルコト。

三、經濟的方面

（一）特定品ノ關稅率引下。

（二）冀東特殊貿易ノ當然ナル廢止、竝ニ非武装地帯海面ニ於ケル、支

那側密輸取締ノ自由恢復。